

川崎市居住支援制度としての支援

アパートなどの民間賃貸住宅を借りる際、高齢者等で保証人が見つからない場合に、川崎市の指定する保証会社を利用することで、民間賃貸住宅への入居を支援する制度です。家賃の滞納や原状回復費など退去時の金銭的な保証を保証会社が行い、言葉の違いによるトラブル発生時の通訳派遣や障害者団体による入居者の見守りなどの支援を川崎市や支援団体が行います。

生活相談

生活相談に応じ、川崎市で提供している福祉サービスを紹介します。

死亡事故

死亡時の手続きなどに助言・協力します。

行方不明

庁内関係部署・他都市との連絡など、捜索に助言・協力します。

外国人入居者に対する通訳の派遣

家主からの依頼に応じて川崎市国際交流協会等を通じて通訳を派遣します。

障害者団体による障害者入居者支援

障害者の場合、原則として市と協定を締結した障害者団体の支援を受けている人を対象としています。障害者団体は入居者の生活見守り支援を行います。なお、軽度な障害の場合、支援団体がいなくても利用できます。

制度の仕組み

